

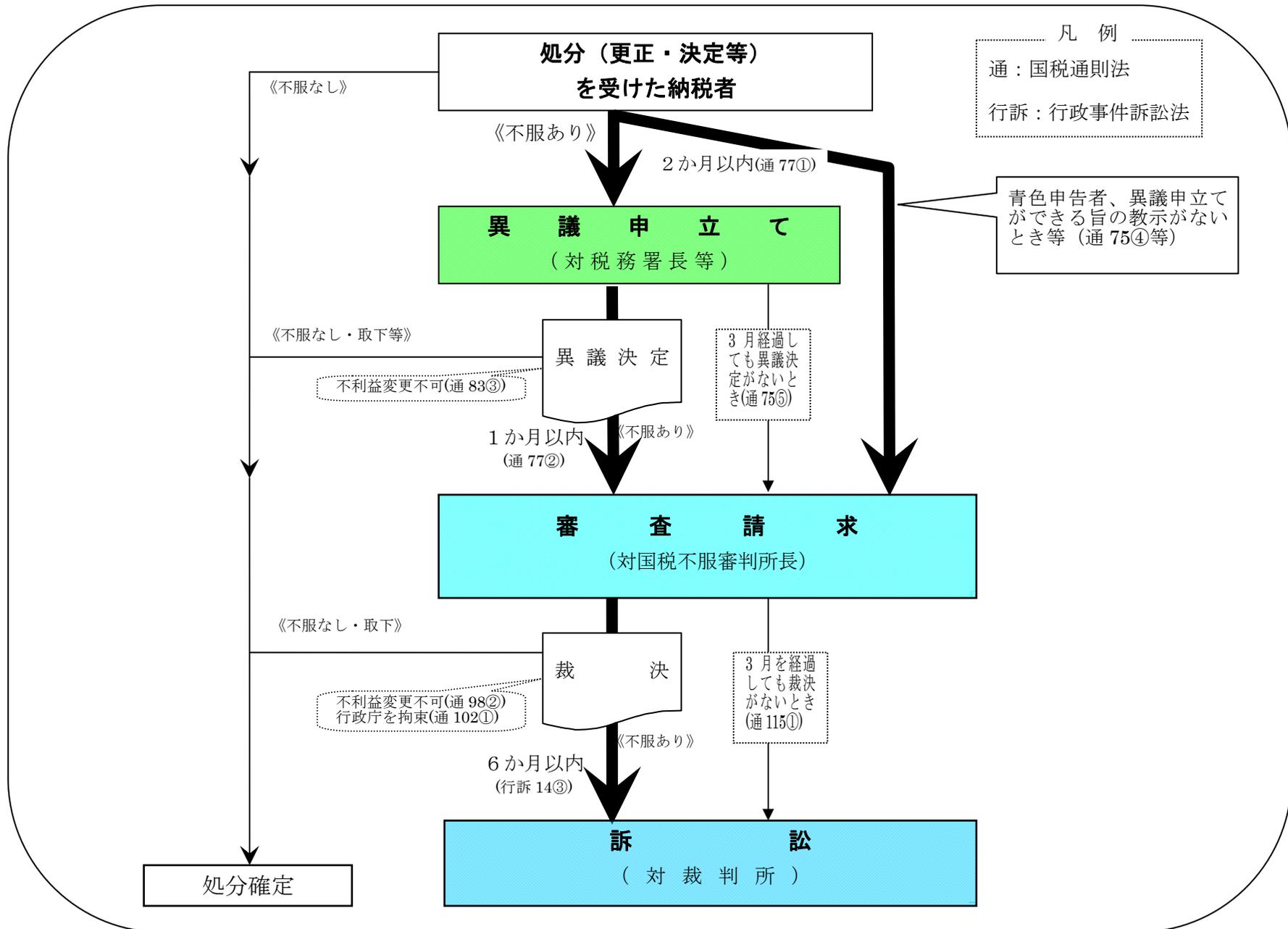
行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング

平成25年3月22日（金） 15:15～15:45

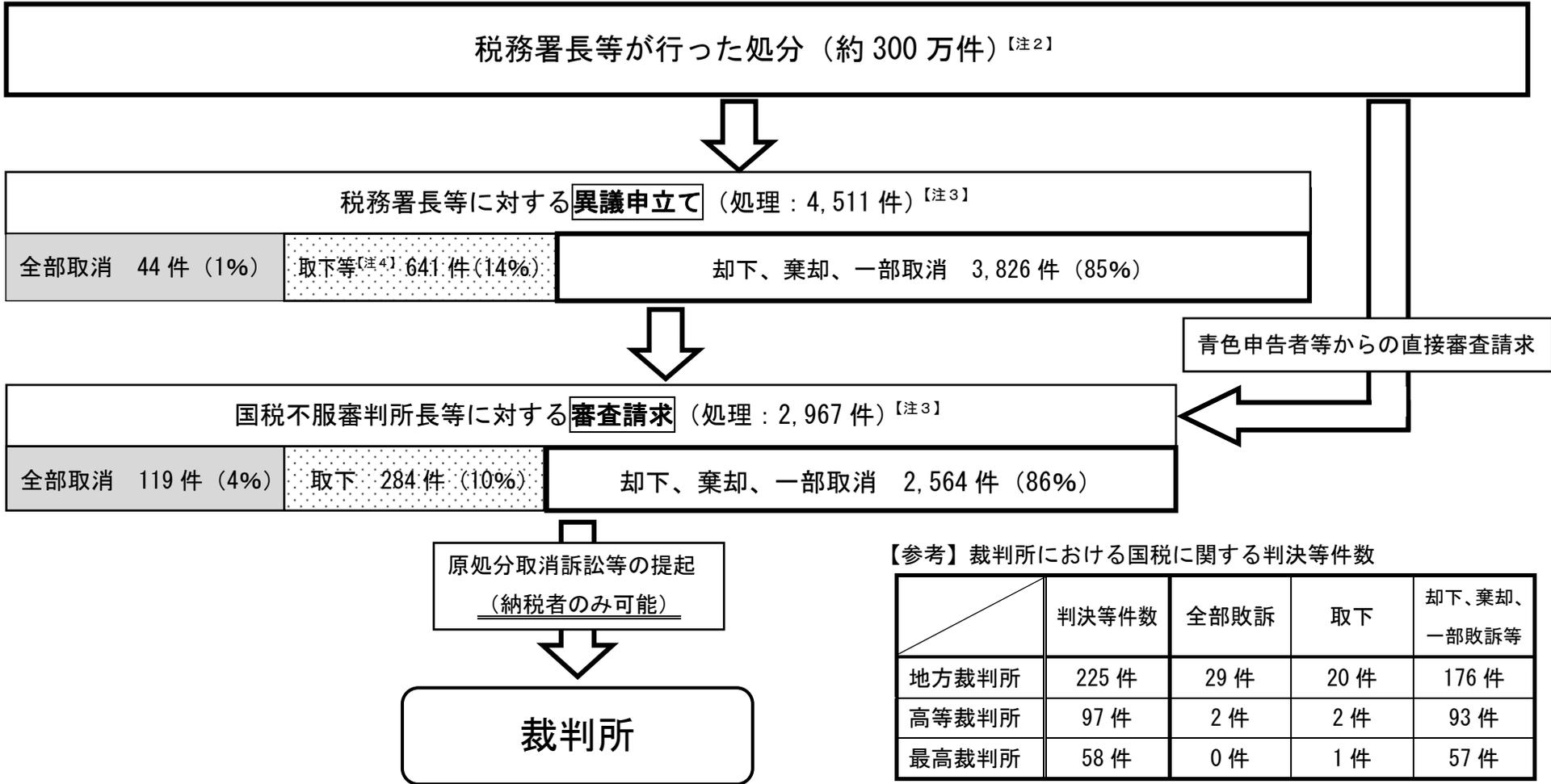
〔国税庁提出資料〕

国税に関する不服申立制度（現行）	1
国税に関する不服申立て等の状況（23年度）	2
国税不服審判所の組織（現行）	3
国税審判官の公募の状況	4

国税に関する不服申立制度（現行）



国税に関する不服申立て等の状況（23年度）



【参考】裁判所における国税に関する判決等件数

	判決等件数	全部敗訴	取下	却下、棄却、一部敗訴等
地方裁判所	225 件	29 件	20 件	176 件
高等裁判所	97 件	2 件	2 件	93 件
最高裁判所	58 件	0 件	1 件	57 件

※ 平成 23 年度税務統計による。

【注 1】 各件数は、それぞれ平成 23 年度に処分又は処理を行った件数であり、相互に関連性はない。

【注 2】 税務署長等が行った処分のうち、課税処分件数は各税目に係る処分人数を集計したものである。

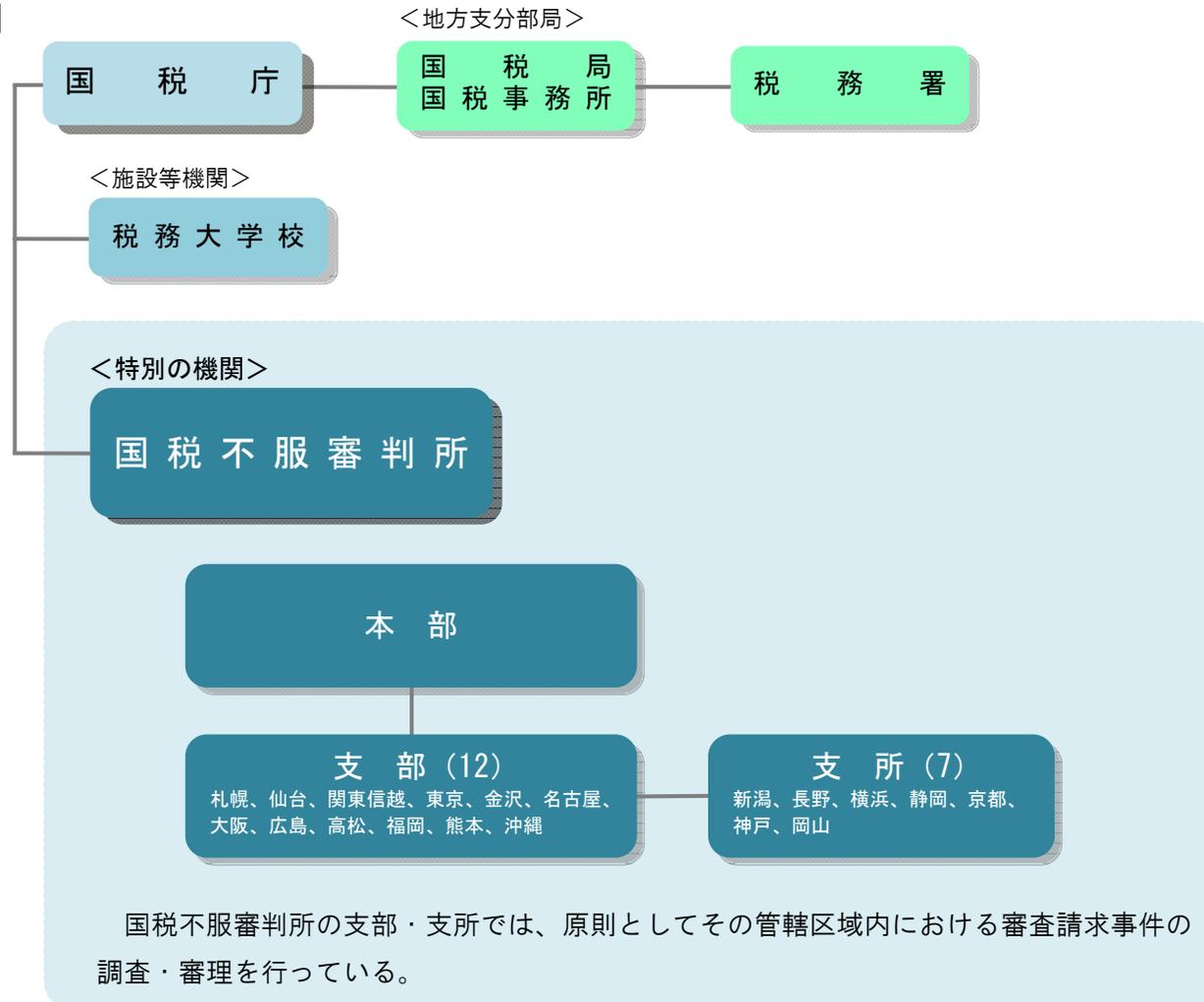
【注 3】 異議申立て及び審査請求に係る処理件数は、国税庁及び国税不服審判所の記者発表ベースのものである。

【注 4】 取下等は、「取下」、「みなす取下」及び「みなす審査請求」である。

国税不服審判所の組織（現行）

○国税庁の特別の機関である国税不服審判所には、東京にある本部のほか、全国の主要都市に12の支部と7の支所がある。

【組織図】



○ 国税不服審判所の定員 474 名（平成 24 年度）

国税審判官の公募の状況

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
募集数	10名程度	10名程度	若干名	15名程度	15名程度	15名程度	
応募者数	39名	17名	17名	51名	93名	101名	
採用者数	4名	1名	3名	13名	15名	16名	
内 訳	税理士4名	税理士1名	弁護士3名	弁護士5名 税理士4名 公認会計士4名 ^(※) (※1名:22年10月)	弁護士7名 税理士7名 公認会計士1名	弁護士4名 税理士2名	弁護士6名 税理士1名 公認会計士3名
採用年月	19年7月	20年7月	21年7月	22年7月 (1名:22年10月)	23年7月	24年4月	24年7月
(参考) 各年7月末の 民間登用者在籍数	4名	5名	8名	18名 (22年10月末時点)	31名	44名	

(備考) 国税不服審判所調べ

(※1) 採用者52名の採用時の平均年齢40.0歳、
平均実務経験9.9年

(※2) 平成19年度より公募開始、任期原則3年

平成23年度税制改正大綱(抄)

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

1. 納税環境整備

(6) 国税不服審判所の改革

(争訟機関)

国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表します。

- ① 民間からの公募により、年15名程度採用します。
- ② 3年後の平成25年までに50名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とします。